

通所リハビリテーション利用料一覧表

基本利用料（保険給付の一割負担分・食費） 1日あたり

費 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所リハビリ テーション費	1時間以上2時間 未満	4 0 7 円	4 3 9 円	4 7 3 円	5 0 5 円	5 4 1 円
	2時間以上3時間 未満	4 2 2 円	4 8 4 円	5 4 9 円	6 1 2 円	6 7 5 円
	3時間以上4時間 未満	5 3 7 円	6 2 3 円	7 0 9 円	8 2 0 円	9 2 8 円
	4時間以上5時間 未満	6 1 0 円	7 0 7 円	8 0 5 円	9 3 1 円	1 0 5 5 円
	5時間以上6時間 未満	6 8 6 円	8 1 4 円	9 3 9 円	1 0 8 8 円	1 2 3 5 円
	6時間以上7時間 未満	7 8 9 円	9 3 7 円	1 0 8 2 円	1 2 5 4 円	1 4 2 2 円
	7時間以上8時間 未満	8 4 1 円	9 9 6 円	1 1 5 4 円	1 3 3 9 円	1 5 2 0 円
食 費		7 2 3 円				

加算利用料（保険給付の一割負担分）

費 目	金 額	加算単位	内容の説明
時間延長時の加算		1 日	7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上のお世話を行った場合
計8時間以上9時間未満	5 6 円		
計9時間以上10時間未満	1 1 1 円		
理学療法士等体制強化加算	3 4 円	1 日	配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合（1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションのみ）
リハビリテーション 提供体制加算		1 日	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行った場合
3時間以上4時間未満	1 4 円		
4時間以上5時間未満	1 8 円		
5時間以上6時間未満	2 3 円		
6時間以上7時間未満	2 7 円		
7時間以上	3 1 円		
入浴介助加算Ⅰ	4 5 円	1 回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合
入浴介助加算Ⅱ	6 7 円	1 回	医師等が当該利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、当該利用者の居宅の浴室が当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ	6 2 2 円	1 月 (6 月以内)	※リハビリテーション計画について、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご利用者またはそのご家族に説明を行い、同意を得て、その内容等を医師に報告すること (1) リハビリテーションの内容や目標を、リハビリテーション事業所の職員、その他関係者と共有するためのリハビリテーション会議を行い、内容の記録を行うこと。(医師への共有はテレビ電話でも可) (2) 利用開始月から6ヵ月以内は1ヵ月に1回、6ヵ月を超えた場合は3ヵ月に1回のリハビリテーション会議を開催し、計画を適宜見直していること (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ケアマネジャーに対して、リハの観点から有する能力、自立のための支援方法、日常生活の留意点等の情報を提供すること (4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ご利用者の自宅等を訪問し、ご利用者が利用する他の介護サービスの職員またはご家族に対して、リハの観点から日常生活の留意点、介護のアドバイス等を行うこと (5) 医師から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対して、リハの目的とリハ実施に伴う指示があること(開始前・リハ中の注意点、リハ中止の基準、ご利用者にかかる負荷) 以上に関し、記録を残すこと
	2 6 7 円	1 月 (6 月超)	
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ	6 5 9 円	1 月 (6 月以内)	(A) イの要件に適合し、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
	3 0 3 円	1 月 (6 月超)	
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ	9 2 2 円	1 月 (6 月以内)	(1) (A) イの※以外の要件をすべて満たすこと (2) リハビリテーション計画について、医師によりご利用者またはそのご家族に説明を行い同意を得ること
	5 6 7 円	1 月 (6 月超)	
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ	9 5 8 円	3 月に 1 回 (6 月以内)	(B) ロの要件に適合し、計画書等の内容に関するデータを、システムを用いて厚生労働省に提出しフィードバックを得ている場合
	6 0 3 円	3 月に 1 回 (6 月超)	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1 2 3 円	1 日	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内に1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上の個別リハビリテーションを集中的に行なった場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	2 6 7 円	1 日 (週に2日を限度)	医師に生活機能の改善が見込まれると判断された認知症の方が、退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内に、1週間に2日を限度として、20分以上の個別リハビリテーションを集中的に行なった場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	2 1 3 2 円	1 月	専門的な研修を終了した医師に生活機能の改善が見込まれると判断された認知症の方が、退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内に、1月に4回以上の個別リハビリテーションを集中的に行なった場合

生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 3 8 8 円	1 月（6 月以内）	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリ計画をあらかじめ定めた上で、計画的に、活動するための機能の向上を支援し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね 1 月に 1 回以上実施した場合
若年性認知症利用者受入加算	6 7 円	1 日	若年性認知症（64歳以下の初老期における認知症）利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
栄養アセスメント加算	5 6 円	1 月	管理栄養士を 1 名以上配置し、利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している場合
栄養改善加算	2 2 2 円	1 回（月 2 回を限度）	低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる方等に対し、栄養ケア計画に基づき、栄養改善サービスを提供した場合（必要に応じ居宅を訪問） ※ 3 月以内の期間に限る
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	2 3 円	1 回（6 月に 1 回を限度）	利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6 円	1 回（6 月に 1 回を限度）	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合のみ算定可能）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 6 7 円	1 回（月 2 回を限度）	口腔機能の低下している方又はそのおそれのある方等に口腔機能向上サービスを提供した場合。必要に応じて、歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じる。 ※ 3 月以内の期間に限る
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1 7 8 円	1 回（月 2 回を限度）	（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合 ※ 3 月以内の期間に限る
重度療養管理加算	1 1 1 円	1 日	要介護 3～5 に該当する方に対し、計画的な手厚い医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合
中重度者ケア体制加算	2 3 円	1 日	中重度（要介護 3～5）の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所リハビリテーションを行った場合
科学的介護推進体制加算	4 5 円	1 月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合
送迎減算	▲ 5 3 円	片道	利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合
社会参加支援加算	1 4 円	1 日	リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	25円	1回	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上もしくは利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める勤続10年以上介護福祉士25%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	20円	1回	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	7円	1回	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上もしくは利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める勤続7年以上介護福祉士30%以上の場合
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	※	1月	※所定単位数×47/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	※	1月	※所定単位数×34/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	※	1月	※所定単位数×19/1000
介護職員特定処遇改善加算 (Ⅰ)	※	1月	※所定単位数×20/1000
介護職員特定処遇改善加算 (Ⅱ)	※	1月	※所定単位数×19/1000
介護職員等ベースアップ等 支援加算	※	1月	※所定単位数×10/1000

※厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合、いずれかの料金が加算されます。

●上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

項 目	金 額	内容の説明
教養娯楽費	実費	ご希望により工作等を行った場合の材料費の実費
余暇クラブ費	A 2 0 4 円/回	楽しみながらリハビリテーションにつながる余暇クラブ活動にご参加いただいた場合
	B 1 5 2 円/回	
	C 5 1 円/回	
紙パンツ代	1 8 3 円	利用者の希望で提供した場合（持参の場合は無料）
パッド代	5 1 円	利用者の希望で提供した場合（持参の場合は無料）
嗜好品	実費	乳製品等
フリードリンクサービス	2 9 5 円/1 日	事前にご希望された場合、コーヒー・紅茶等を所定の時間帯にお飲みいただけます。
スープ	1 5 2 円/1 杯	ご希望された場合、所定の時間帯にお飲みいただけます。
介護用品代等	実費	施設売店にてお買い上げ頂いた場合
その他の費用	実費	必要に応じて文書の発行を行った場合等

キャンセル料

時 期	キャンセル料	内容の説明
サービス利用日の当日	食費 7 2 3 円	利用当日の深夜 0 時よりキャンセル料が発生致します。